

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2026年5月18日改定）

掲載日 2026年5月18日

■総合口座取引規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 自動貸付担保貯金及びニュー福祉定期貯金の預入等</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（定期貯金にあつては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限ります。）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限ります。）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第7条第1項の規定にかかわらず、<u>通常貯金の</u>通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>5 自動貸付担保貯金及びニュー福祉定期貯金の預入等</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（<u>預入期間が5年以下の</u>定期貯金にあつては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限ります。）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限ります。）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第7条第1項の規定にかかわらず、通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</p> <p>(7)～(8) (同左)</p>
(新設)	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>この改正規定は、2026年5月18日から実施します。</u></p>

■キャッシュカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、当行所定の方法による確認後、直ちにカード等による貯金の払戻し、振替若しくは振込又は担保貯金振替預入を停止する措置を講じます。</p> <p><u>(5) 第3項の届出の前に、預金者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。</u></p> <p>(6) 暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について当行等から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。</p> <p>(7) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、不正に利用されるおそれが生じた場合又は他人による不正な取扱いがあったことを認知した場合には、預金者は、速やかに当行所定の方法により当行に通知を行ったうえ、第16条第2項により暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等の取扱いの停止のための手続をするものとします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても行うことができます。</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前項の届出を受けたときは、当行所定の方法による確認後、直ちにカード等の取扱いを停止する措置を講じます。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(5) 暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について当行等から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。</p> <p>(6) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、不正に利用されるおそれが生じた場合又は他人による不正な取扱いがあったことを認知した場合には、預金者は、速やかに当行所定の方法により当行に通知を行ったうえ、第16条第2項により暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等の取扱いの停止のための手続をするものとします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても行うことができます。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2025年9月8日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年5月18日</u>から実施します。</p>

■ゆうちょ IC キャッシュカード Suica 規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>5 本カードの盗難・紛失等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の届出を受けた場合は、当行は、当行所定の方法による確認後、直ちに当該本カードによる貯金の払戻し停止又は振替若しくは振込の停止の措置を行い、JR 東日本は、「Suica 利用特約」の定めるところにより本カードの Suica 機能の停止の措置を講じます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>5 本カードの盗難・紛失等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の届出を受けた場合は、当行は、当行所定の方法による確認後、直ちに当該本カードの<u>キャッシュカード機能</u>の停止の措置を行い、JR 東日本は、「Suica 利用特約」の定めるところにより本カードの Suica 機能の停止の措置を講じます。</p> <p>(3) (同左)</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p><u>(4) 第1項①の当行への届出の前に、預金者から電話により当行に通知があった場合にも、当行は当該本カードによる貯金の払戻停止又は振替若しくは振込の停止の措置を講じます。ただし、代理人カードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。</u></p> <p>(5) 偽造、盗難等により生じた損害に係り、キャッシュカード機能については「キャッシュカード規定」が、Suica機能については「Suica利用特約」がそれぞれ適用されるものとします。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 偽造、盗難等により生じた損害に係り、キャッシュカード機能については「キャッシュカード規定」が、Suica機能については「Suica利用特約」がそれぞれ適用されるものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2025年9月8日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2026年5月18日から実施します。</p>

■定期貯金規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 預入金額等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この貯金（<u>第4条に係るものに限り</u>ます。また、一の貯金証書への2件目以降の預入に限り）は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限り）（以下「指定日」といいます。）に、この貯金と同一名義の通常貯金の払戻金を振り替えて預入すること（この項、次項及び第4項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、通常貯金規定第6条（貯金の一部払戻し）の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 預入金額等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) この貯金（<u>預入期間が5年以下のものにあつては第4条に係るものに限り、預入期間が10年のものにあつては第9条第1項に係るものに限り</u>ます。また、一の貯金証書への2件目以降の預入に限り。以下この項において同じとします。）は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限り）（以下「指定日」といいます。）に、この貯金と同一名義の通常貯金の払戻金を振り替えて預入すること（<u>以下</u>この項、次項及び第4項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、通常貯金規定第6条（貯金の一部払戻し）の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>4 継続預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金（預入期間が2年の場合は、預入の日の翌年の応当日（応当日がないときは、預入の月の翌年の応当月の翌月初日。以下この項及び第11条第2項において「中間利払日」といいます。）に中間利払利率（当該貯金の預入の日の預入期間が1年の定期貯金の約定利率（当行所定の利率をいいます。以下この条、次条及び第11条において同じとします。）×60%を目安として当行が定める利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てることとし、切り捨てた結果0%となる場合には小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算した中間利払額を、中間利払日に、預入期間を1年とする定期貯金（以下「中間利子定期貯金」といいます。利率は、中間利払日における約定利率を適用します。）に振り替えて預入（第11条第2項②及び第13条において「中間利子定期預入」といいます。）する取扱いに限り）は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過したときに払戻金（預入期間が2年の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部を前回と同一の預入期間のこの貯金に継続して預入する取扱い（以下「継続預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>4 継続預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金（<u>預入期間が10年の場合を除きます。また、</u>預入期間が2年の場合は、預入の日の翌年の応当日（応当日がないときは、預入の月の翌年の応当月の翌月初日。以下この項及び第11条第2項において「中間利払日」といいます。）に中間利払利率（当該貯金の預入の日の預入期間が1年の定期貯金の約定利率（当行所定の利率をいいます。以下この条、次条及び第11条において同じとします。）×60%を目安として当行が定める利率。ただし、小数点第3位以下は切り捨てることとし、切り捨てた結果0%となる場合には小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算した中間利払額を、中間利払日に、預入期間を1年とする定期貯金（以下「中間利子定期貯金」といいます。利率は、中間利払日における約定利率を適用します。）に振り替えて預入（第11条第2項②及び第13条において「中間利子定期預入」といいます。）する取扱いに限り）は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過したときに払戻金（預入期間が2年の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部を前回と同一の預入期間のこの貯金に継続して預入する取扱い（以下「継続預入の取扱い」といいます。）をします。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>5 再預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過したときにこの貯金を払い戻し、この貯金の預入金額に相当する額をもって前回と同一の預入期間のこの貯金に継続して預入（以下「再預入」といいます。）し、当該貯金の利子に相当する額（預入期間が2年のものにあつては当該貯金の利子に相当する額に当該貯金に係る中間利子定期貯金</p>	<p>5 再預入の取扱い</p> <p>(1) この貯金（<u>預入期間が10年の場合を除きます。以下この項において同じとします。</u>）は、当行所定の方法による申出により、預入期間が経過したときにこの貯金を払い戻し、この貯金の預入金額に相当する額をもって前回と同一の預入期間のこの貯金に継続して預入（以下「再預入」といいます。）し、当該貯金の利子に相当する額（預入期間が2年のものに</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>の払戻金を加えた額又は当該貯金の利子に相当する額）をもってあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>あつては当該貯金の利子に相当する額に当該貯金に係る中間利子定期貯金の払戻金を加えた額又は当該貯金の利子に相当する額）をもってあらかじめ指定された通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>11 利子</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この貯金を第15条第1項により預入期間内に払い戻す場合、その利子は、次の預入の日から払渡しの日の前日までの日数の区分に応じて計算した利率(小数点第3位以下を切り捨てることとし、切り捨てた結果0%となる場合には小数点第4位以下を切り捨てます。)によって計算し、元金とともに払い渡します。ただし、預入の日の通常貯金の利率を下回らないものとします。なお、第2項の取扱いを受けた場合には、その中間利払額を控除した金額を、元金とともに払い渡します。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 預入期間が3年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月及び3年が経過する日を、預入期間が4年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月、3年、3年6月及び4年が経過する日を、預入期間が5年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月、3年、3年6月、4年、4年6月及び5年が経過する日を利子計算基準日とし、預入の日又は前回利子計算基準日から次の利子計算基準日の前日までの利子を前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、元金にこの利子を組み入れたものを次の利子の計算における元金として計算します。</p>	<p>11 利子</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) この貯金を第15条第1項により預入期間内に払い戻す場合、その利子は、次の預入の日から払渡しの日の前日までの日数の区分に応じて計算した利率(小数点第3位以下を切り捨てることとし、切り捨てた結果0%となる場合には小数点第4位以下を切り捨てます。)によって計算し、元金とともに払い渡します。ただし、預入の日の通常貯金の利率を下回らないものとします。なお、第2項の取扱いを受けた場合には、その中間利払額を控除した金額を、元金とともに払い渡します。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p><u>⑦ 5年以上6年未満</u> 預入の日の預入期間が5年の定期貯金の約定利率×60%を目安として当行が定める利率</p> <p><u>⑧ 6年以上7年未満</u> 預入の日の預入期間が6年の定期貯金として当行が定める利率×60%を目安として当行が定める利率</p> <p><u>⑨ 7年以上8年未満</u> 預入の日の預入期間が7年の定期貯金として当行が定める利率×60%を目安として当行が定める利率</p> <p><u>⑩ 8年以上9年未満</u> 預入の日の預入期間が8年の定期貯金として当行が定める利率×60%を目安として当行が定める利率</p> <p><u>⑪ 9年以上10年未満</u> 預入の日の預入期間が9年の定期貯金として当行が定める利率×60%を目安として当行が定める利率</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 預入期間が3年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月及び3年が経過する日を、預入期間が4年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月、3年、3年6月及び4年が経過する日を、預入期間が5年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月、3年、3年6月、4年、4年6月及び5年が経過する日を、<u>預入期間が10年の場合は預入の日から起算して6月、1年、1年6月、2年、2年6月、3年、3年6月、4年、4年6月、5年、5年6月、6年、6年6月、7年、7年6月、8年、8年6月、9年、9年6月及び10年が経過する日を</u>利子計算基準日とし、預入の日又は前回利子計算基準日から次の利子計算基準日の前日までの利子を前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、元金にこの利子を組み入れたものを次の利子の計算における元金として計算します。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2026年5月18日</u>から実施します。</p>

■自動積立預入規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 自動積立預入</p> <p>自動積立預入（次条、第6条及び第7条において「このサービス」といいます。）は、当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）</p>	<p>1 自動積立預入</p> <p>自動積立預入（次条、第6条及び第7条において「このサービス」といいます。）は、当行所定の方法による預金者の申込内容に従い、通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）</p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）

現 行	改定後
<p>を定額貯金（定額貯金規定第5条（満期振替預入の取扱い）に係るものを除きます。）又は定期貯金（<u>定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの及び当行所定の預入期間のものに限ります。</u>）に振り替えてする預入の取扱いです。</p>	<p>を定額貯金（定額貯金規定第5条（満期振替預入の取扱い）に係るものを除きます。）又は定期貯金（<u>当行所定の預入期間のものに限ります。また、預入期間が5年以下の定期貯金にあっては、定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るもの限り、預入期間が10年の定期貯金にあっては、定期貯金規定第6条（満期振替預入の取扱い）に係るものを除きます。</u>）に振り替えてする預入の取扱いです。</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2026年5月18日</u>から実施します。</p>

■即時振替規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 即時振替サービス</p> <p>即時振替サービス（以下「このサービス」といいます。）は、このサービスの利用の申込みをした者（以下「利用者」といいます。）の総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。<u>この条において同じとします。</u>）（以下「総合口座」といいます。）の預り金を、当行がこのサービスに係る承認をした加入者（以下「収納加入者」といいます。）の請求に従い、利用者へ通知することなく当該利用者の総合口座から当行所定の一般口座に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p>	<p>1 即時振替サービス</p> <p>即時振替サービス（以下「このサービス」といいます。）は、このサービスの利用の申込みをした者（以下「利用者」といいます。）の総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）（以下「総合口座」といいます。）の預り金を、当行がこのサービスに係る承認をした加入者（以下「収納加入者」といいます。）の請求に従い、利用者へ通知することなく当該利用者の総合口座から当行所定の一般口座に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p>
<p>2 利用の申込み</p> <p>(1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、パーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）又は携帯電話会社独自の情報提供サービス対応型の電話機等（以下「携帯電話」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び携帯電話を併せて「利用者端末」といいます。）により、インターネット経由で当行所定のホームページ等にアクセスし、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。</p> <p>(2) 前項の利用の申込みについて、当行で受信した利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日及び暗証（キャッシュカード規定の適用のあるカードの暗証をいいます。ただし、同規定第9条（代理人のカード）の代理人のカードの暗証を除きます。<u>この項、第4項及び第5項において同じとします。</u>）等当行所定の事項が、当行が指定した記号番号並びに届出のカナ氏名、生年月日及び暗証等当行所定の事項と一致した場合には、当行は送信者を利用者本人とみなし、前項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) 第1項の利用の申込みは、当行がコンピュータシステムにより当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(4) 当行が、利用者本人からの利用の申込みとして第1項の利用の申込みを受け付けましたうえは、利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日又は暗証（以下「記号番号等」といいます。）につき偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 次の場合には、第1項の利用の申込みはできません。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(6) 当行が第1項の利用の申込みを行うことができないと定めた日若しくは時間帯又は当行所定の事由により利用者との取引を制限している場合は、第1項の利用を申し込むことができません。</p> <p>(7) 第1項の利用の申込みがあった場合、当行は、当該申込みをした利用者の受付データ又は利用者に対する本人特定事項の確認若しくは取引時確認の情報等を、収納加入者へ電信により通知することがあります。</p> <p>(8) 第1項の規定にかかわらず、当行が認めたときは、収納加入者がこのサービスの利用の申込みをしようとする者の代理人として申し込む方法そ</p>	<p>2 利用の申込み</p> <p>(1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、パーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）又は携帯電話会社独自の情報提供サービス対応型の電話機等（以下「携帯電話」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び携帯電話を併せて「利用者端末」といいます。）により、インターネット経由で当行所定のホームページ等にアクセスし、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。</p> <p>(2) 前項の利用の申込みについて、当行で受信した利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日及び暗証（キャッシュカード規定の適用のあるカードの暗証をいいます。ただし、同規定第9条（代理人のカード）の代理人のカードの暗証を除きます。<u>以下</u>同じとします。）等当行所定の事項が、当行が指定した記号番号並びに届出のカナ氏名、生年月日及び暗証等当行所定の事項と一致した場合には、当行は送信者を利用者本人とみなし、前項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3) 第1項の利用の申込みは、当行がコンピュータシステムにより当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(4) 当行が、利用者本人からの利用の申込みとして第1項の利用の申込みを受け付けましたうえは、利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日又は暗証（以下「記号番号等」といいます。）につき偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 次の場合には、第1項の利用の申込みはできません。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>(6) 当行が第1項の利用の申込みを行うことができないと定めた日若しくは時間帯又は当行所定の事由により利用者との取引を制限している場合は、第1項の利用を申し込むことができません。</p> <p>(7) 第1項の利用の申込みがあった場合、当行は、当該申込みをした利用者の受付データ又は利用者に対する本人特定事項の確認若しくは取引時確認の情報等を、収納加入者へ電信により通知することがあります。</p> <p>(8) 第1項の規定にかかわらず、当行が認めたときは、収納加入者がこのサービスの利用の申込みをしようとする者の代理人として申し込む方法</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>その他当行所定の方法により、このサービスの利用の申込みをすることができます。</p> <p>(9) 前項の利用の申込みは、当行が当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</p>	<p>その他当行所定の方法により、このサービスの利用の申込みをすることができます。</p> <p>(9) 前項の利用の申込みは、当行が当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</p>
<p>7 料金</p> <p>このサービスに係る電信振替については、当行所定の料金を収納加入者の<u>一般口座（総合口座以外の振替口座をいいます。第9条第2項において同じとします。）の預り金から控除すること</u>によりいただきます。</p>	<p>7 料金</p> <p>このサービスに係る電信振替については、当行所定の料金を収納加入者から<u>当行所定の方法</u>によりいただきます。</p>
<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1) 利用者がこのサービスの利用を廃止しようとするときは、当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>(2) 次の場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 収納加入者の指定する一般口座について収納加入者から解約の請求があった場合又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合</p> <p>④（略）</p> <p>(3) 利用者の総合口座について、通帳又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）が紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合には、このサービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(4) 記号番号等又は収納加入者との間で用いられるID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）の盗取又は詐取等により、このサービスの利用を総合口座の名義人以外の第三者に不正に申し込まれ、若しくはこのサービスに係る不正な電信振替を行われるおそれが生じた場合又は総合口座の名義人以外の第三者による不正なこのサービスの利用の申込み若しくはこのサービスに係る不正な電信振替があったことを認知した場合には、利用者は、速やかにキャッシュカード規定第11条（カード等及び暗証の管理等）第7項により当行に通知のうえ、暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等（キャッシュカード規定に規定するカード等をいいます。）の取扱いの停止のための手続をするものとします。</p> <p>(5) 次の場合には、利用者に通知することなく、このサービスの利用を停止又は廃止することがあります。</p> <p>①～⑦（略）</p>	<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1) 利用者がこのサービスの利用を廃止しようとするときは、当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>(2) 次の場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 収納加入者の指定する一般口座（<u>総合口座以外の振替口座をいいます。</u>）について収納加入者から解約の請求があった場合又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合</p> <p>④（同左）</p> <p>(3) 利用者の総合口座について、通帳又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）が紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合には、このサービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(4) 記号番号等又は収納加入者との間で用いられるID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）の盗取又は詐取等により、このサービスの利用を総合口座の名義人以外の第三者に不正に申し込まれ、若しくはこのサービスに係る不正な電信振替を行われるおそれが生じた場合又は総合口座の名義人以外の第三者による不正なこのサービスの利用の申込み若しくはこのサービスに係る不正な電信振替があったことを認知した場合には、利用者は、速やかにキャッシュカード規定第11条（カード等及び暗証の管理等）第6項により当行に通知のうえ、暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等（キャッシュカード規定に規定するカード等をいいます。）の取扱いの停止のための手続をするものとします。</p> <p>(5) 次の場合には、利用者に通知することなく、このサービスの利用を停止又は廃止することがあります。</p> <p>①～⑦（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年1月13日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2026年5月18日</u>から実施します。</p>

注：本改定と併せて、中項目の環境依存文字を修正

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第7条（利用可能な取扱い）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々の取扱いの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① 届出口座情報照会</p> <p>② 当行所定の現金自動預払機（以下本章において「ATM」といいます。）による通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下本章において「貯金」といいます。）の預入（以下本章において「機械預入」といいます。）</p> <p>③ ATMによる貯金の一部払戻し（以下本章において「機械払」といいます。）</p> <p>④ 定額貯金・定期貯金の取扱い（以下本章において「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）</p> <p>⑤ 口座貸越サービス</p> <p>⑥ 通常払込み</p>	<p>第7条（利用可能な取扱い）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々の取扱いの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① 届出口座情報照会</p> <p>② 当行所定の現金自動預払機（以下本章において「ATM」といいます。）による通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下本章において「貯金」といいます。）の預入（以下本章において「機械預入」といいます。）</p> <p>③ ATMによる貯金の一部払戻し（以下本章において「機械払」といいます。）</p> <p>④ 定額貯金・定期貯金の取扱い（以下本章において「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）</p> <p>⑤ 口座貸越サービス</p> <p>⑥ 通常払込み</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>⑦ 電信振替</p> <p>⑧ 振込</p> <p>⑨ ことら送金サービス</p> <p>⑩ 国内非居住者円貨建て送金</p> <p>⑪ ゆうちよ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>⑫ 地方税統一QRコードによる通常払込み</p> <p>⑬ 投資信託取引</p> <p>⑭ 国債の取扱い</p> <p>⑮ 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下同じとします。）への切替</p> <p>⑯ キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合（以下本章において「ATM生体認証」といいます。）</p> <p>⑰ 届出事項の変更</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑱ 当行及び提携会社等の商品・サービス等の案内並びにキャンペーンのお知らせその他の広告物の表示及び提供（プッシュ配信を含み、以下本章において「広告宣伝等」といいます。）</p> <p>⑲ その他当行が別途定める取扱い</p>	<p>⑦ 電信振替</p> <p>⑧ 振込</p> <p>⑨ ことら送金サービス</p> <p>⑩ 国内非居住者円貨建て送金</p> <p>⑪ ゆうちよ Pay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>⑫ 地方税統一QRコードによる通常払込み</p> <p>⑬ 投資信託取引</p> <p>⑭ 国債の取扱い</p> <p>⑮ 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下同じとします。）への切替</p> <p>⑯ キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合（以下本章において「ATM生体認証」といいます。）</p> <p>⑰ 届出事項の変更</p> <p><u>⑱ 取引時の認証</u></p> <p>⑲ 当行及び提携会社等の商品・サービス等の案内並びにキャンペーンのお知らせその他の広告物の表示及び提供（プッシュ配信を含み、以下本章において「広告宣伝等」といいます。）</p> <p>⑳ その他当行が別途定める取扱い</p>
<p>第10条（機械払）</p> <p>1 本アプリにおいて、機械払の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末及びATMの画面表示等の操作手順に従って、当行所定の手続を行ってください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>2 本アプリにおける機械払は、ATMの種類により当行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>3 本アプリにおける機械払による1日当たりの払戻金額は、当行所定の金額の範囲内で利用者が定める金額（<u>次項</u>において「指定金額」といいます。）以下とします。</p> <p>4 前項の指定金額について利用者が定めないときは、当行は、当該指定金額を当行所定の金額として取り扱うものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第10条（機械払）</p> <p>1 本アプリにおいて、機械払の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末及びATMの画面表示等の操作手順に従って、当行所定の手続を行ってください。<u>この手続を行うにあたっては、当行所定の本人確認を行ってください。</u>この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>2 本アプリにおける機械払は、ATMの種類により当行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p>3 本アプリにおける機械払による1日当たりの払戻金額は、当行所定の金額の範囲内で利用者が定める金額（<u>本条</u>において「指定金額」といいます。）以下とします。</p> <p>4 前項の指定金額について利用者が定めないときは、当行は、当該指定金額を当行所定の金額として取り扱うものとします。</p> <p><u>5 利用者は、当行所定の操作手順に従って操作を行うことで、当行所定の金額の範囲内で、指定金額変更の請求電文を送信することができます。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>6 前項の変更は、当行がコンピュータシステムにより請求の内容を確認した時に成立するものとします。</u></p>
<p>第22条（届出事項の変更）</p> <p>1 利用者は、本アプリにおいて、当行所定の操作手順に従って、届出事項（住所、電話番号その他の当行所定のものに限り、）の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の取扱いにあたっては、<u>第3章によりゆうちょ認証アプリに登録のうえ、</u>当行所定の本人確認を行ってください。</p>	<p>第22条（届出事項の変更）</p> <p>1 利用者は、本アプリにおいて、当行所定の操作手順に従って、届出事項（住所、電話番号その他の当行所定のものに限り、）の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 前項の取扱いにあたっては、当行所定の本人確認を行ってください。</p>
<p>第23条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（以下本章においてこれらを総称して「通常払込み等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第2項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける通常払込み等に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含まれません。</p>	<p>第23条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける通常払込み、電信振替、振込、ことら送金サービス、国内非居住者円貨建て送金及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービス（以下本章においてこれらを総称して「通常払込み等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第2項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける通常払込み等に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。ただし、通常払込み及びゆうちょ通帳アプリペイジーサービスによる電信振替のうち当行所定のものについては、上記合計額に含まれません。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>2 利用者がゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するゆうちょダイレクトをいいます。以下本章において同じとします。）を利用していない場合、本サービスにおける通常払込み等に係る送金限度額は、当行所定の金額とします。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>2 利用者がゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するゆうちょダイレクトをいいます。以下本章において同じとします。）を利用していない場合、本サービスにおける通常払込み等に係る送金限度額は、当行所定の金額とします。</p> <p><u>3 利用者は、当行所定の手順に従って操作を行うことで、当行所定の金額の範囲内で、前2項に定める送金限度額変更の請求電文を送信することができます。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>4 前項の変更は、当行がコンピュータシステムにより請求の内容を確認した時に成立するものとします。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第23条の2（取引時の認証）</u></p> <p><u>1 本アプリにおける取引時の認証の取扱いは、次のとおりとします。</u></p> <p><u>① ダイレクトサービスの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、あらかじめ利用者端末に登録された利用者の生体情報（指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち、当行所定のものをいいます。以下本章において同じとします。）その他当行所定の情報（以下本章において「生体情報等」といいます。）を用いて本人確認を行う取扱い（以下本章において「生体認証等」といいます。）</u></p> <p><u>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証等を行う取扱い</u></p> <p><u>③ ゆうちょの国際送金の利用の登録又は利用のため当行所定のホームページにログインするにあたり、本人確認方法として生体認証等を行う取扱い</u></p> <p><u>④ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインするにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証等を行う取扱い</u></p> <p><u>⑤ ダイレクトサービスにおいて以下AからGに掲げる取扱いを利用するにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、生体認証等及び利用者から通知された番号と取引コード（利用者が当行所定の取引を行う際に、利用者の本人確認を行うために生体認証と併せて用いることができる番号をいいます。以下本章において同じとします。）の一致を確認する方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章において「取引認証」といいます。）</u></p> <p><u>A 電信振替</u></p> <p><u>B 振込</u></p> <p><u>C ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</u></p> <p><u>D 連動振替決済サービス</u></p> <p><u>E 国内非居住者円貨建て送金</u></p> <p><u>F 届出事項の変更（当行所定のものに限りです。）</u></p> <p><u>G その他当行所定の取扱い</u></p> <p><u>⑥ 本アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>A 当行所定の現金自動預払機による通常貯金及び通常貯蓄貯金の一部払戻し</u></p> <p><u>B 通常払込み</u></p> <p><u>C 電信振替</u></p> <p><u>D 振込</u></p> <p><u>E ことら送金サービス</u></p> <p><u>F 国内非居住者円貨建て送金</u></p> <p><u>G ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス</u></p> <p><u>H 地方税統一QRコードによる通常払込み</u></p> <p><u>I キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合</u></p> <p><u>J 届出事項の変更（当行所定のものに限りです。）</u></p> <p><u>K その他当行所定の取扱い</u></p> <p><u>⑦ 手続きアプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用するにあたり、第5</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）

現 行	改定後
	<p><u>章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>A 再交付の請求</u></p> <p><u>B 暗証の変更</u></p> <p><u>C 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。）</u></p> <p><u>D その他当行所定の取扱い</u></p> <p><u>⑧ ゆうちょPayにおいて利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>⑨ 自動払込み規定第6条の2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第1項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>⑩ ゆうちょの国際送金の請求をするにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>⑪ その他当行が別途定める取扱い</u></p> <p><u>2 取引時の認証を利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証等又は取引認証」と、同条第2項、第3項及び第6項並びに第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体情報等」と読み替えるものとします。</u></p>
<u>（新設）</u>	<p><u>第23条の3（取引時の認証の利用等）</u></p> <p><u>1 利用者は、取引時の認証の利用にあたっては、当行所定の本人確認及び次項の規定による生体情報等の登録が必要となります。</u></p> <p><u>2 利用者は、あらかじめ利用者の生体情報等を利用者端末に登録のうえ、当行所定の手続を行うことにより、取引時の認証において生体認証等を利用できます。</u></p> <p><u>3 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、取引時の認証の利用開始後において、生体認証等に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止し、再度申し込む必要があります。</u></p> <p><u>4 第1項にかかわらず、利用者は、第1項の本人確認を行わずに取引時の認証を利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト及び本アプリにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第5項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</u></p> <p><u>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第8項①に規定する送金限度額の変更</u></p> <p><u>② 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第8項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</u></p> <p><u>③ 国際送金規定第3条（定義）第1項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い</u></p> <p><u>④ 前条第1項②に規定する生体認証等を行う取扱い</u></p> <p><u>⑤ 前条第1項⑤A、B及びEに規定する取扱い</u></p> <p><u>⑥ 前条第1項⑥A、C、D、E、F及びIに規定する取扱い</u></p> <p><u>⑦ 前条第1項⑦AからCに規定する取扱い</u></p> <p><u>⑧ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限りませう。）</u></p> <p><u>5 第1項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が取引時の認証の利用を不適当と認めた場合は、当行は取引時の認証の利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</u></p> <p><u>6 第2項の規定による登録後、利用者は取引コードの登録を行うことができます。</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）

現 行	改定後
	<p><u>7 第2項の規定による登録後において、生体認証等を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項⑤AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</u></p> <p><u>8 取引時の認証の利用開始後に、ゆうちょ認証アプリの利用を行った場合、取引時の認証は利用できなくなります。また、複数の利用者端末から取引時の認証を利用することはできません。複数の利用者端末で取引時の認証の利用手続きを行った場合、最後に取引時の認証の利用手続きを行った利用者端末においてのみ取引時の認証を利用できるものとします。</u></p>
<p>第25条（本人確認）</p> <p>1 当行は、利用者が当行に届け出たパスワード又はパターン（以下本章においてこれらを総称して「パスワード等」といいます。）と入力されたパスワード等の一致を確認した場合、利用者本人が本アプリを起動したものとみなします。なお、パターンを用いた本アプリの起動は当行所定の機能を備える通信端末でのみ利用できます。</p> <p>2 利用者は、起動方法の選択により、パスワード等の入力に代えて、利用者の生体情報（<u>指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち、当行所定のものを用います。以下本章において同じとします。</u>）を用いて本アプリを起動することができます。なお、起動方法の選択は、利用者自身の判断と責任において行うものとし、生体情報を用いた本アプリの起動は、当行所定の機能を備える通信端末でのみ利用できます。</p>	<p>第25条（本人確認）</p> <p>1 当行は、利用者が当行に届け出たパスワード又はパターン（以下本章においてこれらを総称して「パスワード等」といいます。）と入力されたパスワード等の一致を確認した場合、利用者本人が本アプリを起動したものとみなします。なお、パターンを用いた本アプリの起動は当行所定の機能を備える通信端末でのみ利用できます。</p> <p>2 利用者は、起動方法の選択により、パスワード等の入力に代えて、利用者の生体情報を用いて本アプリを起動することができます。なお、起動方法の選択は、利用者自身の判断と責任において行うものとし、生体情報を用いた本アプリの起動は、当行所定の機能を備える通信端末でのみ利用できます。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第25条の2（生体情報等の取扱い等）</u></p> <p><u>1 生体認証等及び前条第2項の取扱いは、利用者端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合にのみ利用できます。また、利用者端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、利用者端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。なお、登録する生体情報の選択は、利用者自身の判断と責任において行うものとします。</u></p> <p><u>2 利用者は、第三者の生体情報等が利用者端末に登録されることのないよう、利用者の責任において利用者端末を厳重に管理するものとします。</u></p> <p><u>3 生体情報等は当行のサーバーに保管されるのではなく、利用者端末内で管理しているため、当行は、生体情報等を取得せず、生体情報等の管理責任を負いません。生体情報等及びその保存された端末は、利用者自身の責任において厳重に管理するものとします。</u></p> <p><u>4 当行は、生体認証等及び前条第2項の取扱いの際に利用者が入力し又は読み取った生体情報等と利用者端末に登録した生体情報等の一致を確認した場合、利用者が生体認証等又は前条第2項の取扱いを利用したものとみなし、生体情報等の偽造、変造、盗用若しくは不正使用、又は端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用若しくは不正アクセス等により利用者に生じた損害があっても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。また、当行の責に帰すべき事由がある場合であっても、当行は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。</u></p> <p><u>5 生体情報等の登録後、利用者端末の設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップデート等により生体認証等がご利用できなくなる場合があります。この場合、再度、本アプリで生体認証等をご利用するためには、当行所定の手続を行う必要があります。</u></p> <p><u>6 利用者端末の変更に伴う再登録にあたっては、当行所定の手続を行う必要があります。</u></p> <p><u>7 生体情報等の登録後に、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインする際にも、パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行うことにより、利用者端末を利用して生体認証等を行うことができます。</u></p> <p><u>8 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第23条の2第1項⑤AからGまでに掲げる取扱いを利用す</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
	<u>る場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</u>
<p>第26条（パスコード等の管理等）</p> <p>1 利用者は、自己の責任においてパスコード等を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。</p> <p>2 利用者は、<u>パスコード</u>を設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい番号を避け、キャッシュカードの暗証番号と異なる番号を設定し、当行所定の変更画面で不定期的又は一定期間ごとに変更するものとします。</p> <p>3 利用者が<u>パスコード等</u>を当行所定の回数を超えて誤入力した場合又は<u>パスコード等</u>を失念した場合は、<u>パスコード等</u>を再設定するため、当行所定の手続を行う必要があります。</p> <p>4 利用者は、<u>パスコード等</u>若しくは生体情報が盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</p> <p>5 利用者端末が盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</p> <p>6 <u>パスコード等</u>又は利用者端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者が負うものとし、当行は責任を負いません。</p>	<p>第26条（パスコード等の管理等）</p> <p>1 利用者は、自己の責任においてパスコード等<u>及び取引コード（以下本章においてこれらを総称して「取引コード等」といいます。）</u>を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。</p> <p>2 利用者は、<u>取引コード等</u>を設定する場合、生年月日、電話番号等の第三者から推測されやすい番号を避け、キャッシュカードの暗証番号と異なる番号を設定し、当行所定の変更画面で不定期的又は一定期間ごとに変更するものとします。</p> <p>3 利用者が<u>取引コード等</u>を当行所定の回数を超えて誤入力した場合又は<u>取引コード等</u>を失念した場合は、<u>取引コード等</u>を再設定するため、当行所定の手続を行う必要があります。</p> <p>4 利用者は、<u>取引コード等</u>若しくは生体情報が盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当行に連絡するとともに、当行からの指示に従うものとします。</p> <p>5 利用者端末が盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。</p> <p>6 <u>取引コード等</u>又は利用者端末の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者が負うものとし、当行は責任を負いません。</p>
<p>第29条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</p> <p>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</p> <p>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</p> <p>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑤ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</p> <p>⑥ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</p> <p>⑦ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</p> <p>⑧ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</p> <p>⑨ 本サービスその他当行のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</p> <p>⑩ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</p> <p>⑪ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</p> <p>⑫ 他の利用者の情報を収集する行為</p> <p>⑬ 第1章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</p> <p>⑭ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</p> <p>⑮ その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</p>	<p>第29条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>利用者は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>① 当行又は他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為</p> <p>② 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為</p> <p>③ 当行又は他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</p> <p>④ 当行又は他の利用者その他の第三者になりすます行為</p> <p>⑤ <u>他の利用者の生体情報等又は取引コード等を利用する行為</u></p> <p>⑥ 本サービス、当行、他の利用者その他の第三者の信用を失墜・毀損させる行為</p> <p>⑦ 本サービスに関わる記載、機能について、無断でそのコピー、複製、アップロード、掲示、電送、配布等をする行為</p> <p>⑧ 営利・非営利にかかわらず、当行所定のホームページ並びに本サービスにて提供される記載及び機能を修正、変更、編集、切除その他改変する行為又は頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映を行い若しくは第三者をしてこれらを行わせる行為</p> <p>⑨ 本アプリ及びその複製物等を利用者又は第三者が制作又は運営するホームページ等においてダウンロードすることができるようにする行為</p> <p>⑩ 本サービスその他当行のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</p> <p>⑪ 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスし又は当行設備に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為その他当行に損害を与える行為</p> <p>⑫ 故意に虚偽の情報等を公開し又は投稿する行為</p> <p>⑬ 他の利用者の情報を収集する行為</p> <p>⑭ 第1章及び本章並びに本サービスの趣旨・目的に反する行為</p> <p>⑮ 前各号の行為を直接若しくは間接に惹起し又は容易にする行為</p> <p>⑯ その他当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>第 35 条（規定の適用）</p> <p>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「払込み規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定」、「公金に関する払込み規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「投資信託総合取引規定」、「国債等規定」、「国債等振替口座規定」及び「特定口座規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 35 条（規定の適用）</p> <p><u>1</u> 本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「払込み規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービスATM利用規定」、「公金に関する払込み規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「投資信託総合取引規定」、「国債等規定」、「国債等振替口座規定」及び「特定口座規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> <p><u>2</u> 前項のほか、取引時の認証の利用にあたって、第1章及び本章に定めのない事項について、ゆうちょPayの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょPay利用規約」を、自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」を準用します。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょダイレクト規定」の、手続きアプリの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は第5章の、ゆうちょPayの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「ゆうちょPay利用規約」の、自動払込みの利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「自動払込み規定」の、口座貸越サービスの申込みにあたって取引時の認証を利用する場合は「口座貸越サービス規定」の、ゆうちょの国際送金の利用の登録及び利用にあたって取引時の認証を利用する場合は「国際送金規定」の用語の定義と同義とします。</p>
<p>第 40 条（本サービスの利用）</p> <p>1 利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、当行所定の本人確認、利用者情報の登録及び次条第2項に定める利用者の生体情報又はパスコードの登録が必要となります。なお、利用者情報の登録において、記号番号で登録する方法による場合には、総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。）でのみ本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3 生体情報又はパスコードを登録した利用者が、生体情報に代えてパスコードを登録する場合又はパスコードに代えて生体情報を登録する場合は、当行所定の手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>4 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第5項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第8項①に規定する送金限度額の変更</p> <p>② 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）</p>	<p>第 40 条（本サービスの利用）</p> <p>1 利用者は利用者端末を使用して当行所定のアプリストアから本アプリをダウンロードのうえ利用者端末にインストールを開始し、本サービスの利用を申し込みます。インストールの完了により、当行が申込みを承諾したものとし、利用者は本アプリにより本サービスを利用することができるようになります。動作確認済の端末及びOSについては、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、当行所定の本人確認、利用者情報の登録及び次条第2項に定める利用者の生体情報又はパスコードの登録が必要となります。なお、利用者情報の登録において、記号番号で登録する方法による場合には、総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。）でのみ本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3 生体情報又はパスコードを登録した利用者が、生体情報に代えてパスコードを登録する場合又はパスコードに代えて生体情報を登録する場合は、当行所定の手続きを行っていただく必要があります。</p> <p>4 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第5項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第8項①に規定する送金限度額の変更</p> <p>② 第22条及びゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）**

現 行	改定後
<p>第8項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>③ 国際送金規定第3条（定義）第1項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い</p> <p>④ 前条第1項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>⑤ 前条第1項⑤A、B及びEに規定する取扱い（総合口座の加入者のうち、個人（個人事業者を含みます。）が行うものに限り。）</p> <p>⑥ 前条第1項⑥A、C、D、E、F及びIに規定する取扱い</p> <p>⑦ 前条第1項⑦AからCに規定する取扱い</p> <p>⑧ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限り。）</p> <p>6 第2項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が本アプリの利用を不適当と認めた場合は、当行は本アプリの利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後、利用者は取引コードの登録を行うことができます。</p> <p>8 第2項の生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項⑤AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>9 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</p> <p>10 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとします。</p> <p>11 利用者は、複数の利用者端末から本サービスを利用することはできません。複数の利用者端末で利用者情報の登録を行った場合、最後に利用者情報の登録を行った利用者端末においてのみ本サービスを利用できるものとします。</p> <p>12 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</p> <p>13 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</p> <p>14 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</p> <p>15 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</p> <p>16 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。また、ゆうちょダイレクト等の利用停止を行う場合は、当行に連絡するものとします。</p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第8項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>③ 国際送金規定第3条（定義）第1項に規定するゆうちょの国際送金の取扱い</p> <p>④ 前条第1項②に規定する生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>⑤ 前条第1項⑤A、B及びEに規定する取扱い（総合口座の加入者のうち、個人（個人事業者を含みます。）が行うものに限り。）</p> <p>⑥ 前条第1項⑥A、C、D、E、F及びIに規定する取扱い</p> <p>⑦ 前条第1項⑦AからCに規定する取扱い</p> <p>⑧ 第10条第3項に規定する指定金額の指定（ただし、引き上げるものに限り。）</p> <p>6 第2項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が本アプリの利用を不適当と認めた場合は、当行は本アプリの利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</p> <p>7 第2項の生体情報の登録後、利用者は取引コードの登録を行うことができます。</p> <p>8 第2項の生体情報又はパスコードの登録後において、生体認証又はパスコード認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項⑤AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</p> <p>9 本アプリ及び本サービスの利用可能日及び時間は当行所定の日及び時間内とし、利用者は、第1章及び本章に違反しない範囲内で、当行の定める方法に従い、本アプリ及び本サービスを利用することができます。</p> <p>10 利用者は、本アプリを日本国内に限って利用するものとし、<u>日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制並びに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限りません。）を遵守するもの</u>とします。</p> <p>11 利用者は、複数の利用者端末から本サービスを利用することはできません。複数の利用者端末で利用者情報の登録を行った場合、最後に利用者情報の登録を行った利用者端末においてのみ本サービスを利用できるものとします。</p> <p>12 本アプリは、利用者が私的に利用する目的でのみ利用することができ、販売、配布又は開発等の私的利用以外の目的で利用してはならないものとします。</p> <p>13 利用者は、本アプリを、当行が提供する状態でのみ利用するものとし、本アプリの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとします。</p> <p>14 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。</p> <p>15 利用者は、利用者端末がコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。</p> <p>16 利用者端末に本アプリをインストールしたものが盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがある場合は、第三者による不正利用を避けるため、利用者は、速やかに契約している通信サービス事業者に連絡するものとします。また、ゆうちょダイレクト等の利用停止を行う場合は、当行に連絡するものとします。</p> <p>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょPayにおいて当行所定の取引を行うことができません。</p> <p><u>18 本サービスの利用開始後、通帳アプリの取引時の認証（第23条の2に定めるサービスをいいます。）の利用を行った場合、本サービスは利用できなくなります。</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026年5月18日改定）

以上